倍センまつり 出店ブース出店者募集要領

1 趣旨

この要領は、倍センまつり(高林公民館まつり)(以下「倍センまつり」という。) の飲食ブース出店者の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 設置場所

出店ブースの設置場所は、高林公民館駐車場(那須塩原市箭坪347-1)とし、募集数と出店位置は公民館が現地の状況等を勘案して指定する。

3 設置期間及び開催時間

- (1) 設置期間 令和6(2024)年11月17日(日)
- (2) 開催時間 午前10時から午後3時まで

4 販売品目

出店ブースにおける販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) 飲食物 (アルコールを除く)

ア 製造加工品(食品衛生関係法令に規定する営業許可施設において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの)

イ 現場調理品(あらかじめ食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理又は加工のみを行うもので、保健所の営業許可を得ているもの)

- (3) 郷土物産品
- (4) そのほか教育長が特に必要と認めたもの

5 出店料

(1) 出店料は、徴収しない。

6 設備

出店規模は1ブース当たり3.6m×5.4m以内とし、設備は出展者が準備する。 ※必要な設備等(発電機、給排水設備等)については、出店者で準備すること。な お、公民館の許可を受けて火気を使用する出店者にあたっては、ブース内に必ず消火 器を設置しなければならないものとする。

7 募集期間及び受付期間

- (1) 募集期間 令和6(2024)年9月20日(金)まで (月曜日、祝日を除く)
- (2) 受付時間 8時30分から17時15分まで

ただし、応募状況により変更することがある。

8 申請方法

出店を希望する者は、前項の募集期間に次に掲げる書類を添付し、出店申込書(別記様式1)を公民館に提出するものとする。

- (1) 取扱食品概要書(別記様式2) (保健所に届け出が必要な商品の場合)
- (2) 営業に関する許可申請書又は許可申請済書の写し(保健所に届け出が必要な商品の場合)
- (3) 出店責任者の本人確認書類(免許証、パスポート等公的機関が発行したものの写し)

9 出店者の選定

公民館は、前項に規定する申請があったときは、要項及び本要領に基づいて審査するとともに、売店の設置目的、来場者のニーズ及び郷土物産品のPR等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、出店申請者数が予定出店数を超えたときは抽選を行う。

また、申込状況によっては、出店日を調整する場合がある。

10 その他

- (1) 出店にあたっては、要領を遵守すること。
- (2) 公民館は、申請書類の内容確認のため、関係官庁に照会又は調査を依頼することができるものとする。
- (3) 収益が得られなかった場合でも、出店者はその損害の補填及び補償を公民館に請求することができないものとする。
- (4) 天候不良(自然災害を含む。)等、公民館が予測できない理由により出店が中止及び縮小になった場合でも出店の準備に要した経費等の補償は請求することができないものとする。
- (5) 出店の際に出るゴミは、各自で持ち帰るように計画を立てること。
- (6) この要領に定めるもののほか、飲食ブースの設置運営に関して必要な事項が発生した場合は、その度、協議をするものとする。

11 出店申請及び問い合わせ先

高林公民館

那須塩原市箭坪347番1

電話 0287-68-0115 FAX 0287-68-7105

E-MAIL: kou-takabayashi@city.nasushiobara.tochigi.jp